ロ）技術士［建設部門（トンネル）又は（施工計画、施工設備及び積算）］
ハ）ＲＣＣＭ［（トンネル部門）又は（施工計画、施工設備及び積算部門）］
ニ）土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級技術者（トンネル・地下分野）又は１級土木技術者（トンネル・地下分野））のいずれかの資格

２）平成16年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次に掲げる工事の工事経験又は設計業務実績を有すること（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）。

密閉型シールドトンネル工事又は補助工法（凍結工法又は注入工法）を用いたトンネル工事

②　照査技術者

照査技術者は、下記の１）に示す要件を満たす者でなければならない。

１）下記のいずれかの資格を有する者
イ）技術士［総合技術監理部門（建設―トンネル）又は（建設―施工計画、施工設備及び積算）］
ロ）技術士［建設部門（トンネル）又は（施工計画、施工設備及び積算）］
ハ）ＲＣＣＭ［（トンネル部門）又は（施工計画、施工設備及び積算部門）］
ニ）土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（トンネル・地下分野）又は１級土木技術者（トンネル・地下分野））のいずれかの資格

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出できるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑻　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員の出資比率が２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合は20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

⑼　審査基準日から設計業務の見積合せの日までの期間に、本工事を監督する部署の施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑽　審査基準日から設計業務の見積合せの日までの期間に、競争参加資格確認申請書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（同一の者が複数の特定建設工事共同企業体の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準

１）全体計画の理解度　10点
２）発進基地の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　10点
３）外殻部の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　20点
４）躯体の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　20点
５）裏壁の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　10点
６）工事に伴う地上部への影響の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　10点

⑵　本工事及び東京外かく環状道路　中央ジャンクション南地中拡幅（北行）工事（以下「北行工事」という。）は、大深度地下部の透水性の高い帯水層という厳しい地盤条件下で、本線シールドとランプシールドを接合する難工事である。よって、これまでに前例のない新たな技術を活用した施工方法となる可能性が高いことから、複数の技術について詳細な技術的検討・検証を加え、工事の確実性と安全性を高める必要がある。

そのため、施工延長の長い本工事の優先交渉権者の選定を北行工事より先行して行うこととし、上記３⑴による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

４　手続きに関する事項

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）

⑵　説明書等の交付期間、場所及び方法　競争参加希望者には、説明書、調査等請負契約書（案）、工事請負契約書（案）、入札（見積）者に対する指示書、基本協定書（案）、設計説明図、基本性能・基本条件書及び特記仕様書（案）（以下「設計図書等」という。）を交付する。

①　交付期間　平成31年４月５日（金）から平成31年６月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

②　交付場所　上記４⑴に同じ。

③　交付方法　設計図書等は下記メールアドレスに申請することによりＣＤ－Ｒにより無料で郵送交付する。

※会社名、住所、代表者名、担当者名、連絡先（ＴＥＬ／ＦＡＸ／E-mail）を記入し、下記メールアドレスに申請すること。

メールアドレス：tokyo.cd@c-nexco.co.jp

※件名は「図書交付希望（東京外かく環状道路　中央ジャンクション南地中拡幅（南行）工事）」とすること。

⑶　競争参加資格確認申請書（申請書、確認資料、競争参加希望者が特定建設工事共同企業体を構成する場合の特定建設工事共同企業体協定書（案））の提出期限、場所及び方法　競争参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、審査基準日が、競争参加資格確認申請書の提出期限日の１年７ヶ月前の日以後のものに限る）、競争参加資格確認申請書、競争参加希望者が特定建設工事共同企業体を構成する場合には、特定建設工事共同企業体協定書（案）を提出するものとする。なお、競争参加資格確認申請書は説明書に基づき作成するものとする。

①　提出期間　平成31年４月５日（金）から平成31年６月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　上記４⑴に郵送（書留郵便又は信書便）すること。

⑷　技術提案資料等の作成に係る説明会の開催期間、開催方法

①　開催期間　説明書による。

②　開催方法　説明書による。

③　参加申込方法　説明書による。

④　申込先　上記４⑴に同じ。

⑤　その他　技術提案資料等の作成に係る説明会の場所は追って通知する。